

【手話で共に暮らす長浜市手話言語条例(案)の概要に対するパブリックコメント意見要旨及び長浜市の考え方】

- 実施期間:令和4年4月27日から5月27日まで
- 意見提出者:8人
- 提出意見数:12件

連番	該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	第5条	市民等の役割(第5条)の事項で、もう少し具体的な記載があればと思いました。	努力義務の内容となりますので、個別具体的な内容ではなく包括的な内容を記載しております。
2	第5条	「手話又は情報機器等を用い」のところは、前文にある「手話が言語であるという認識に基づき」と矛盾し、手話を言語として用いていくことを推進していくことが曖昧に読めます。この情報機器が遠隔手話通訳のタブレットを意味するなどであれば、それは手話に含まれるので情報機器は削除してもよいと思います。	全ての者が共生することができる地域社会の実現のためには、円滑なコミュニケーションを図れるよう、それぞれの立場での取り組みが必要です。その手段として、情報機器を用いてろう者とコミュニケーションを図ることは、手話が言語であるという認識と矛盾するとは考えておりません。
3	第6条	ろう者の役割(第6条)について。 この事項は必要のないものだと思います。 この文章からは、ろう者に対して「手話はあなた達の言語だからあなた達が普及するように」という印象を受けます。 何故、わざわざ「ろう者の役割」となったのでしょうか？ 手話の普及は長浜市・ろう者・市民等・事業者が皆で丸となってやって行きましようと言うのが手話言語条例の土台となるべき基本の考えではないのでしょうか？ ろう者のみなさんは、前文にもあるように、かつて手話は言語と認められず、辛く不便で不安な時代を生きてきました。 数々の運動をし、闘って手に入れた手話とゆう言語を、「手話はいのち」と呼び大切にしてきました。 それを、この第6条では突き離れたイメージになってしまいました。 今一度、この第6条に関して考え直すべきではないでしょうか。	全ての者が共生することができる地域社会の実現のためには、施策の推進を市に委ねるだけでなく、ろう者・市民等・事業者がそれぞれの立場で、共に基本理念に対する理解を深め、取り組むことが大事です。突き離したりといった意図はなく、皆が一緒に取り組むうえで、手話を大切に育んでこられたろう者に期待する役割を条文化しているものです。
4	第6条	ろう者の役割(第6条)に関してですが、「ろう者は、市の施策に協力するとともに」の後に、「市と手を携えながら」の一文を加えてはいかがでしょうか？ 第6条は、「ろう者と市とが、互いに協力し合いながら、手話に対する理解と普及に努める。」という内容のものであって欲しいです。	本市の他の条例との整合性を保つため条文化はしておりませんが、第4条(市の責務)において、市は、関係機関や手話に関わる団体と連携して施策を推進すると記載しています。
5	第6条	「手話の意義及び基本理念に対する理解の促進、手話の普及に努める」のは手話言語条例における市の責務であり、広く市民の責務なのではないのでしょうか？ろう者だけに特別に役割を明記するのはおかしいのではないのでしょうか？この条項があると、条例制定後、ろう者は市から「市の施策に協力する」ことを求められていろいろ頼まれても断れないように読み取れてしまいます。	第8条(施策の策定及び推進)にある、手話に対する理解及び手話の普及を図ることは市の責務であると考えております。 「市の施策に協力する」とは、施策の推進を市に委ねるだけでなく、ろう者・市民等・事業者がそれぞれの立場で、共に基本理念に対する理解を深め、取り組むことが大事です。市が、ろう者に一方的に頼むことはなくろう者と一緒に施策の推進に取り組んでいきたいと考えています。

6	第8条	<p>手話通訳者として資格を有する方々について、市が長浜市手話通訳登録制度なるものを確立し、その制度の元で有資格者を長浜市の手話通訳者として登録して頂きたい。</p> <p>誰もが全てのろう者の安心できる暮らしを実現するため、通訳派遣の務めを果たしていけるよう、市は市の通訳者と認定し監理する事が必要だと思います。</p> <p>一方、通訳者としての資格のない方々について、この人たちの中で、ある程度手話経験があり、ろう者と手話を用いて十分に意思の疎通が図れる人に関しては、通訳ボランティアとして活躍できる場を提供して頂くよう、市が取り組んで頂きたいと思います。</p> <p>例えば、○災害時・避難所等でのろう者へのサポート、○2025年全国障害者スポーツ大会でのボランティア活動、○観光客(ろう者)への対応</p> <p>但し、通訳資格のない者が行うべきではない通訳や通訳現場もあります。必ず法の定めを遵守し、秩序を保った上で有資格者も、無資格ではあるが手話ボランティアも協力し合いながら活動できるようにお願いしたいと思います。</p>	<p>今後の施策展開について議論する際、参考といたします。</p>
7	第8条	<p>言語条例の文言や内容の是非よりも、この条例を施行した後にどのようなことを実行していくかが、最も大切なことだと思う。法律で「手話は言語に含む」と定められてから11年が経ち、各地で「言語条例」が施行されているが、社会全体をみたときその効果を感じることは少ない。本当の意味で世の中に浸透させるのであれば、「教育」に組み込んでいくことが不可欠だと思う。手話という言語を「福祉」から「教育」の分野に移行させることができれば、英語などの外国語のように、当たり前になるようになっていくと思っている。</p> <p>手話を「言語」として普及させるのであれば、他の言語(英語など)と同じように、幼少期から学校等で段階的に学べる環境を、整備することが大切だと考える。</p> <p>公共のサービスに携わる方々が、積極的に手話を学び身につけ、使っている姿を市民に見せていくことが大切であり、その上で資格取得を目指す職員への支援や有資格者への待遇改善、収入増なども必要だと思う。</p> <p>手話に対しては「福祉」や「ボランティア」のイメージが根強く、有償での講座やサービスは実施しにくい印象がある。「言語」は学んで身につけるものであり、英語などと同じように有償で教えるという環境が、作りやすいようにする必要もあると考える。</p> <p>手話を学び普及しようとする者が、資格の有無や有償無償に関わらず、それぞれに活動しやすい環境を作っていくことも必要であると考える。</p> <p>ろう者の方々と交流できるイベントや、定期サロンなど地域の中で交流し合える場を作り、ろう者の存在や生活について理解を深める機会を、作ることも大切だと思う。</p> <p>公の仕事に就く者の努力規定として「手話検定〇級」など要項を作り、手話の資格取得について意識できるようにしていくことも大切だと思う。</p> <p>何より、手話に対して「楽しそう」「学んでみたい」と感じられる機会を作り、ポジティブなものとして伝える努力が必要だと考える。(小さな子には「手遊び」のように、楽しい言語という印象を与えることも有効だと考える。)</p>	<p>今後の施策展開について議論する際、参考といたします。</p>
8	第8条	<p>長浜市内の小中学生には少なくとも一度は手話を体験して欲しいと思います。実施されている学校もありますがすべてではありません。一度では充分ではありませんがきっかけにはなると思います。</p>	<p>今後の施策展開について議論する際、参考といたします。</p>
9	第8条	<p>学校教育の場等で、積極的に取り入れて、少しでも手話が出来る様になれば良いです。</p>	<p>今後の施策展開について議論する際、参考といたします。</p>

10	その他	<p>文章読んでみたら全く意味が分かりません。 第6条、第10条はおかしいです。 コミュニケーション条例と手話言語条例は別と思います。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>
11	その他	<p>聞こえない人の生活への理解足りないのでは?? ろう者の動きわからない。<共に> 条例ができた後、市からあれこれ頼まれるだけになる恐れあり。 市、協会etcの会がある。(米原)テキストまとめ⇒講座手話を理解してもらおう活動。 条例をつくる目的が想像できない。やりたい姿(気持ち)わからない。条例を作った後に、具体的に考える??⇒条例作ることが目的になっている違うのでは? 市とろう者(共に)が伝わらない。 【手話は言語】・・(手話だけで理解する人)(手話だけで伝える人)⇒高齢ろう者⇒手話で意見を聞く姿勢がもっとあった方がよい。 もっとうろう者のことを理解し、一緒に考えてほしい。 「ろう者の役割」⇒ろう者がやりたいと言った。市から、「ろう者、やりなさい」と言っているように読める。 通訳派遣はどうなる?わからない。⇒情報コミュニケーション条例の範囲。 手話言語条例とは別。⇒ろう者が手話でいきいきと暮らすための条例。 条例を作るのは良いが進め方、考えよう。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>
12	その他	<p>条例の提示やパブリックコメントの方法について、文章を理解することが苦手なろう者もおられる中で、文章だけの提示では理解しにくい場合があります。わかりやすい言葉での提示や、手話動画での提示、手話で提出できるパブリックコメントの方法など、ろう者を理解した方法が必要なのではないかと思います。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>